

第3期

# 登米市自死対策計画

～誰も自死に追い込まれることのない登米の実現を目指して～



令和3年3月



登 米 市

# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
<b>第2章 自死の現状と課題</b> .....	3
1 自死の現状	
2 自死の現状からみえる課題のまとめ	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	9
1 計画の基本理念	
2 計画の基本方針と基本施策	
3 自死対策計画の取り組み概要図	
<b>第4章 施策の展開</b> .....	12
1 登米市における具体的な取り組み	
2 取り組み目標	
<b>第5章 自死対策の推進体制</b> .....	20
1 自死対策の推進体制	
<b>資 料</b> .....	21
1 登米市自殺予防対策連絡協議会設置要綱	
2 登米市自殺予防対策連絡協議会委員名簿	

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

登米市では、「人と人がつながり、市民一人ひとりが安心して自分の思いを語り、相手の思いを聴けるまち」を基本理念とし、平成21年3月に「登米市自殺予防対策行動計画」、平成28年3月には「第2期登米市自殺予防対策行動計画」を策定し、自死対策の取り組みを進めてまいりましたが、自殺死亡率は減少傾向にあるものの、令和元年には再び増加している状況です。

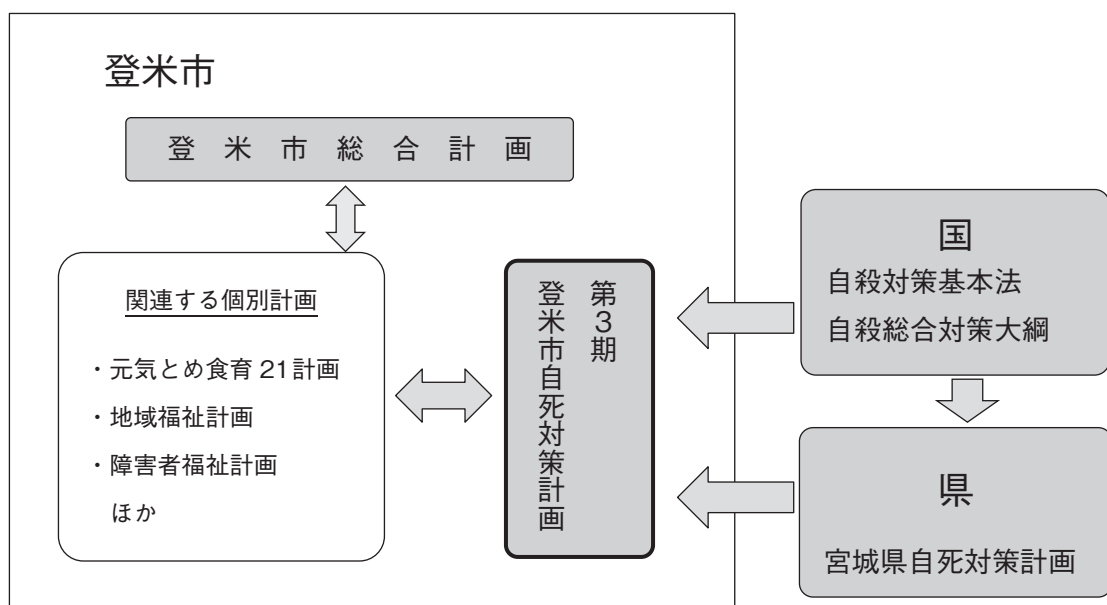
本計画では、自死の現状と課題を明らかにし、自死対策を総合的かつ効果的に推進できるよう関係機関と連携・協働するとともに、基本理念「人と人がつながり、市民一人ひとりが安心して自分の思いを語り、相手の思いを聴けるまち」の実現に向けて市民自らが意識して取り組んでいけるよう策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定する市町村自殺対策計画です。

計画の実施にあたっては、「元気とめ食育21計画」や「地域福祉計画」等との整合性を図っていきます。

なお、本市では自死遺族の方への配慮として法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて、「自死」の言葉を使用します。



### 3. 計画の期間

本市は自殺総合対策大綱の見直しを踏まえた計画を策定するため、第3期は令和3年度～令和5年度までの3年間とし、国の動向や社会情勢の変動に応じ必要な見直しを行っていきます。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
自殺対策基本法	→									
自殺総合対策大綱		→						→		
宮城県自死対策計画		→								
登米市自死対策計画	第2期				第3期			→		
			中間見直							

### 4. 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱および宮城県自死対策計画では、自殺死亡率を平成27年と比べ令和8年までに30%以上減少させることを目標としています。

本市においても基本理念の実現に向けて、各世代の課題に対応した取り組みを進めるとともに、平成29年～令和元年までの3年間平均から令和3年～令和5年までの3年間平均の自殺死亡率を国の目標設定を参考に9%減少の22.8以下を目指します。なお、本市は人口規模が小さく単年では自殺死亡率が大きく変動するため、複数年の平均値を指標に用いることとします。

	現状	目標
	平成29年～令和元年 の3年間の平均	令和3年～令和5年 の3年間の平均
自殺死亡率	25.1	22.8 以下

(地域における自殺の基礎資料)

## 第2章 自死の現状と課題

### 使用する統計データについて

- \* 1 警視庁自殺統計原票データに基づき、厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）
- \* 2 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019更新版）」（平成26年～平成30年の5年合計の集計を多く用いているもの）（「人口動態統計」、「警視庁自殺統計原票データ」を使用）

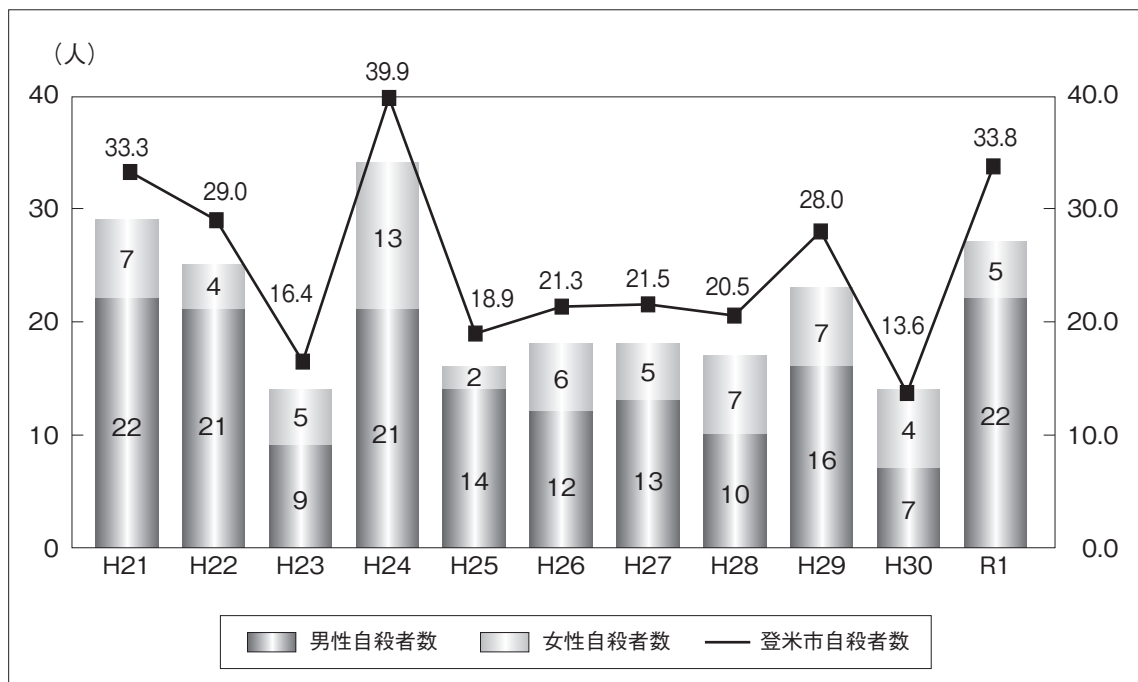
## 1. 自死の現状

### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

登米市の令和元年の自殺者数は27人で自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）については、33.8となっています（図1）。

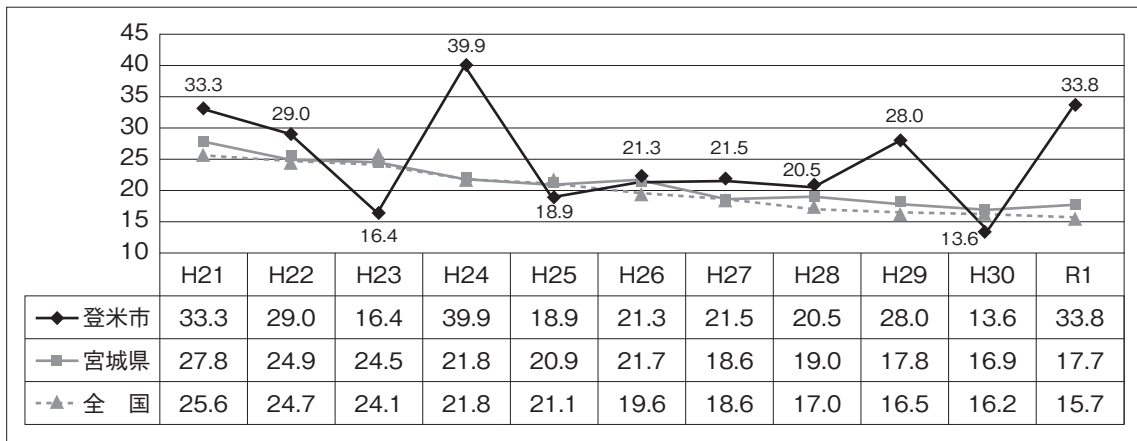
年によって自殺死亡率に差はありますが、平成24年の39.9をピークにその後は減少し、宮城県や全国の値に近づいていました。しかし令和元年には再び増加しています（図2）。

（図1）登米市の自殺者数と自殺死亡率（人口10万対）の推移



「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

(図2) 自殺死亡率の推移 (人口10万対)



「地域における自殺の基礎資料」 (自殺日・居住地)

## (2) 性・年代別の状況

平成26年から平成30年の自殺者の合計は87人であり、そのうち男性は58人と約7割になっています。女性より男性の自殺者数が多くなっている状況は全国的にみても同様の傾向となっています(図3)(図4)。

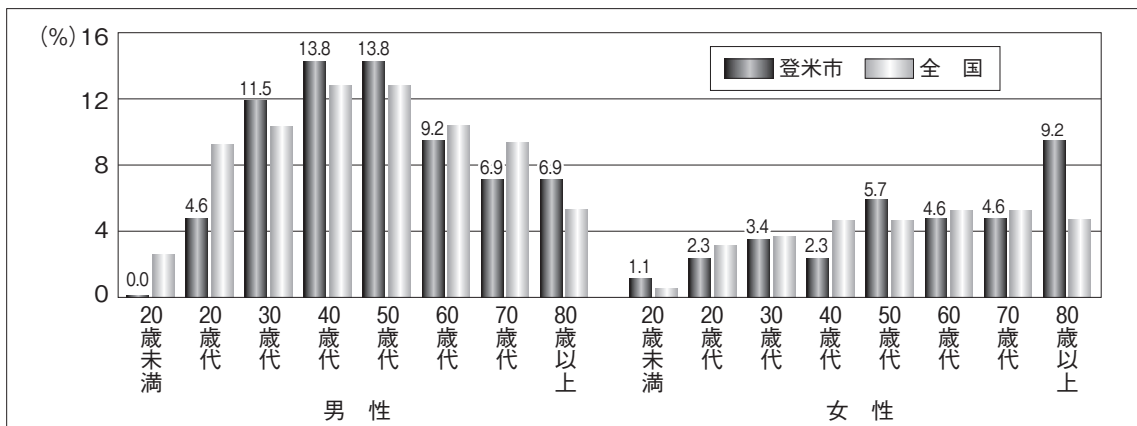
### ①男性

自殺者数割合をみると、自殺者数全体に占める割合は40歳代と50歳代が高くなっており、次いで30歳代となっています。自殺死亡率についても、40歳代が最も高く、次いで50歳代、30歳代の順になっています。30歳代から50歳代の自殺者数割合と自殺死亡率が全国よりも高くなっており、“働く世代”の自死に特徴がみられます。また、自殺死亡率をみると80歳以上も高くなっており、もう一つの特徴といえます。

### ②女性

自殺者数割合をみると、自殺者数全体に占める割合は80歳以上が最も高く、次いで50歳代となっています。また、自殺死亡率でも同様に80歳以上は全国と比べても高くなっています。

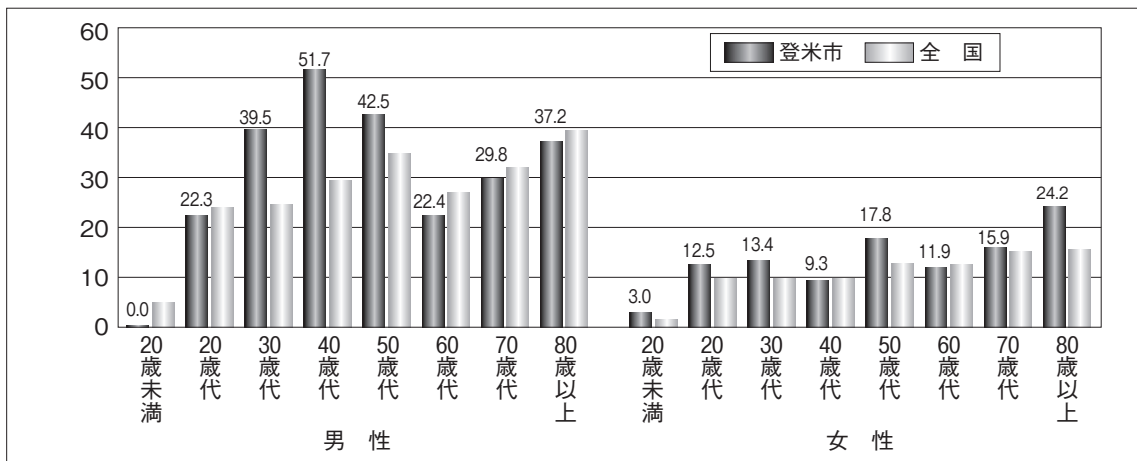
(図3) 性・年代別の自殺者数割合\* (H26~H30)



自殺者割合\* / 全自殺者に占める割合を示す

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2019更新版)」

(図4) 性・年代別の自殺死亡率（人口10万対）（H26～H30）

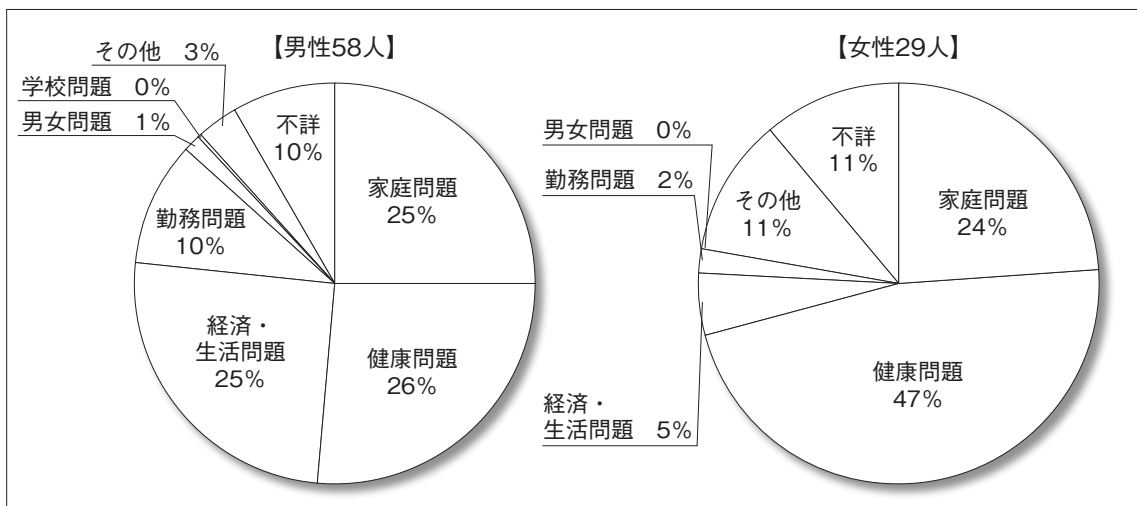


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019更新版）」

### (3) 原因・動機

自死の原因、動機について、男女ともに「健康問題」が多い状況です（図5）。また、男女別にみると男性は「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」がほぼ同数となっているのが特徴です。女性は「健康問題」が全体の約半数を占め、次いで「家庭問題」となっています。

(図5) 自死の原因、動機（H26～H30男女別）※原因・動機は複数回答

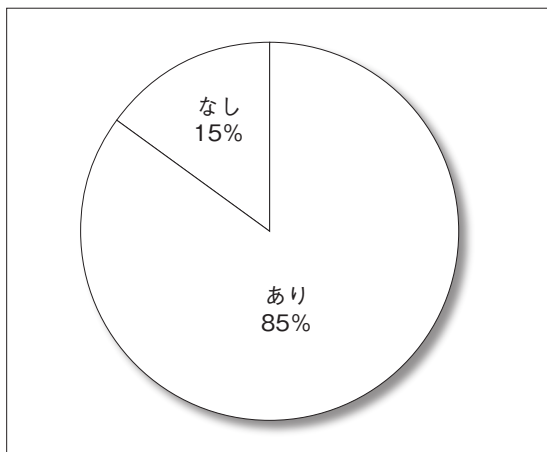


「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より登米市作成

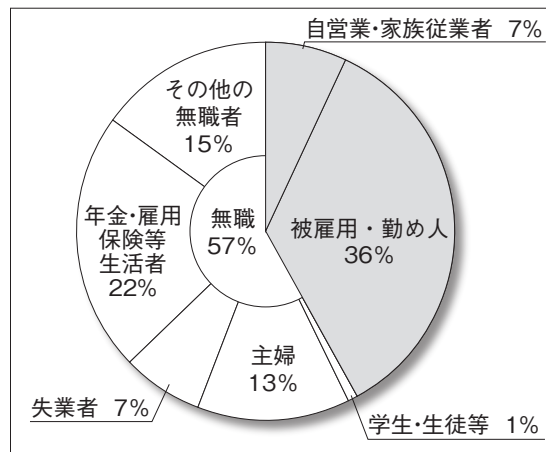
### (4) 同居人の有無および有職業別割合の状況

自殺者の約8割が同居している現状となっています（図6）。職業別では「無職」が全体の約6割のとなっています。有職者では「被雇用・勤め人」、「自営業・家族従業員」の順となっています。また、無職者の内訳としては「年金・雇用保険等生活者」、「主婦」の割合が高くなっています（図7）。

(図6) 同居割合 (H26~H30)



(図7) 職業別割合 (H26~H30)



「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より登米市作成

### (5) 自殺者における未遂歴の状況

自殺者総数から未遂歴がある割合をみると、登米市は全国とほぼ同じで約2割となっていました。

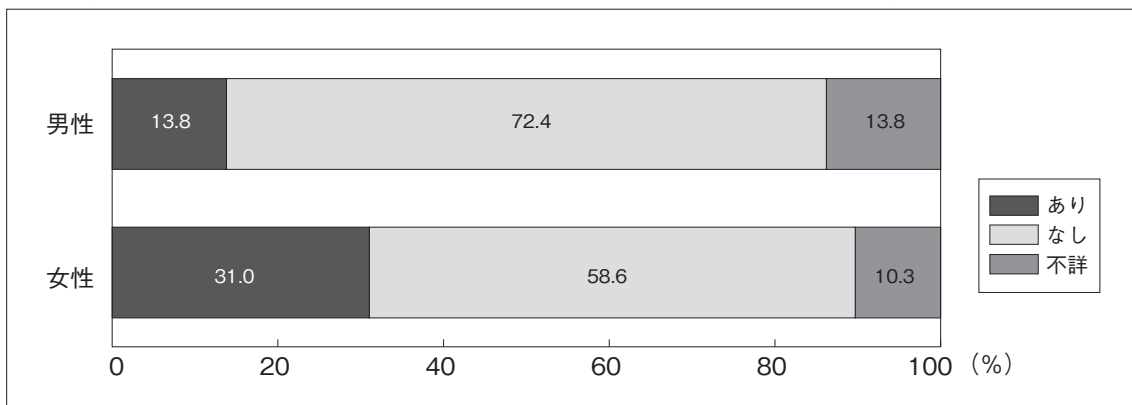
また、未遂歴状況を男女別でみると、女性の方が男性と比べ未遂歴が多く、男性は即既遂につながっている割合が高くなっています(図8)。

(表1) 自殺者における未遂歴の有無 (H26~H30までの合計)

未遂歴	自殺者数	割合 (%)	全国 (%)
あり	17	19.5%	19.7%
なし	59	67.8%	61.8%
不詳	11	12.6%	18.5%
合計	87	100.0%	100.0%

自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル(2019更新版)」

(図8) 性別の自殺者における未遂歴 (H26~H30までの合計)



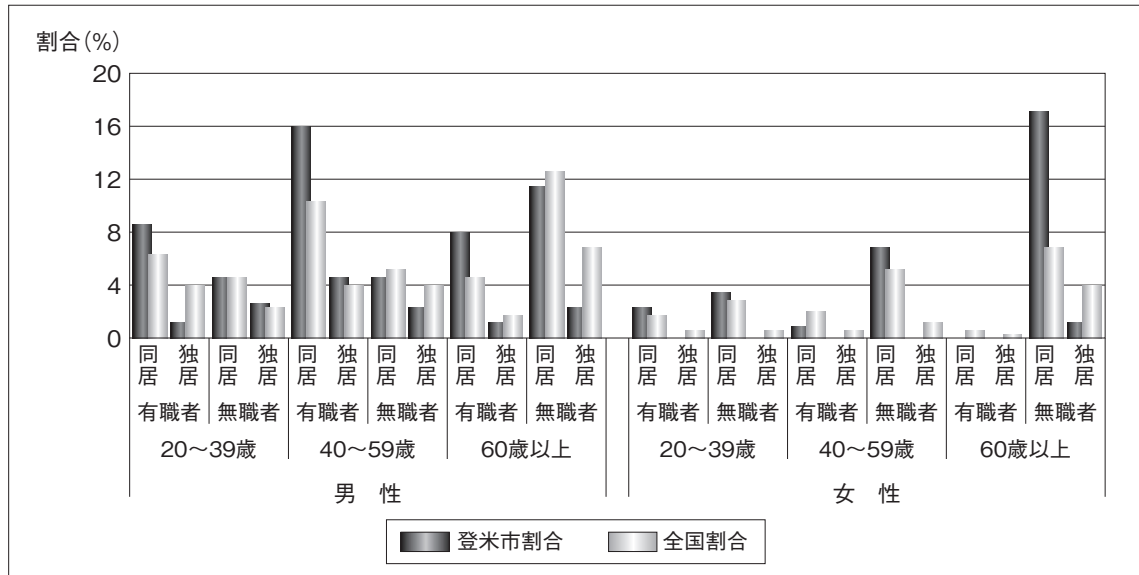
「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より登米市作成



(6) 自殺者数の割合と地域自殺実態プロファイルによる本市の自死の主な特徴

地域自殺実態プロファイルによる自殺者数の割合（図9）からみると、男女ともに60歳以上の同居の無職者、男性の40～59歳の同居の有職者、20～39歳の同居の有職者が特に高くなっており、地域の自死の特徴として示されています。

(図9) 自殺者数の割合（H26～H30までの合計）



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019更新版）」

(表2) 主な自死の特徴（H26～H30までの合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自死の危機経路* (全国的な傾向)
1位: 女性60歳以上無職同居	15	17.2%	身体疾患→病苦→うつ状態→自死
2位: 男性40～59歳有職同居	14	16.1%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自死
3位: 男性60歳以上無職同居	10	11.5%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自死
4位: 男性60歳以上有職同居	7	8.0%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自死
5位: 男性20～39歳有職同居	7	8.0%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自死

\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に自殺総合対策推進センターにて分析したもの。

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019更新版）」より登米市作成

---

## 2. 自死の現状から見える課題のまとめ

---

「自死の現状」及び「現在の社会情勢」から下記の課題がみえました。

- ①男女ともに80歳以上の自殺死亡率が高い傾向となっているため、高齢期の対策が必要である。
- ②男性では30歳代から50歳代、女性では50歳代の自殺割合が高くなっているため、働き盛り世代の対策が必要である。
- ③男女ともに自死の原因で最も多いのは「健康問題」となっており、この中にはうつ状態も含まれている。しかし、うつ状態は精神的に追い詰められた結果おこるものであって、自死の直接的な原因ではないため、自死に至るプロセスに対策が必要である。
- ④男性の20～39歳代の同居の有職者の自殺者割合が高くなっているため、若年対策が必要である。また、自殺者の約8割が家族と同居している状況であるが、家族にも相談できずにいる人が多いと推測されるため、孤立防止や地域での見守り等の対策が必要である。
- ⑤自殺者の6割が無職であったことから、雇用や経済対策部署との連携が必要である。
- ⑥自殺未遂歴のある自殺者が約2割となっているため、再発防止への対策が必要である。
- ⑦新型コロナウイルス感染症による影響として、外出自粛等による社会的孤立や経済活動の停滞に伴う生活困窮等が心配される。



各世代での課題があるため、それぞれの分野においてより一層の支援と、さらに各機関が連携をして、包括的に取り組むことが必要とされる。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

本計画は、自死予防の視点からその対策を具体化するもので、生きづらさを抱えた人が孤立せず、全ての市民が支えあい安心して暮らせる社会、また自殺総合対策大綱においての「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念も鑑み、次のように設定します。

#### 《基本理念》

人と人がつながり、市民一人ひとりが安心して  
自分の思いを語り、相手の思いを聴けるまち

### 2. 計画の基本方針と基本施策

登米市における自死対策は、自死の基本認識や特徴を踏まえ、上記の基本理念のもと3つの基本方針と6つの基本施策を掲げ、今後も自死対策を推進していきます。

#### 《基本方針》

1 総合的な自死対策の  
推進

2 気づき・見守る地域  
づくりの推進

3 相談・支援体制の  
充実

#### 《基本施策》

施策1

強化  
地域におけるネットワークの

施策2

こころの健康づくりの推進

施策3

推進  
人とつながる地域づくりの

施策4

気づき・見守る人材の育成

施策5

相談体制の充実

施策6

自殺未遂者・遺族支援の推進

## 基本方針1 総合的な自死対策の推進

自死に至る背景には、個人的な問題に限らず社会的・経済的な問題があることから、包括的な支援が必要であり、そのためには、保健・医療の分野だけでなく地域における関係機関がネットワークを構築し自死に追い込まれつつある人が抱える複雑な問題に対応していくことが大切です。

また地区組織や地域の見守り等も活かしていけるよう、市民・地域・行政・関係機関は自死対策のために必要な情報を共有し総合的に取り組んでいく必要があります。

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

## 基本方針2 気づき・見守る地域づくりの推進

ストレス社会とも言われる中で精神的に悩んだり、精神症状が現れたりすることは稀なことではなく、誰にでも起こり得ることです。そのため、市民一人ひとりがこころの健康やいのちの大切さを学び、健やかなこころを育めるようメンタルヘルスの正しい知識の普及啓発を行いこころの健康づくりに広く取り組みます。

また、身近にいるかもしれないこころのSOSを発信している人に気づき、声をかけたり必要に応じて専門機関等につなげることができるよう市民へ自死を防ぐ4つのポイント（\*）を周知していきます。さらに、こころのサポーターやゲートキーパー等を育成し地域の見守りの輪を広げ、人と人とがつながりながら互いに支えあい、孤立しない地域づくりを推進します。

### 基本施策2 こころの健康づくりの推進

### 基本施策3 人とつながる地域づくりの推進

### 基本施策4 気づき・見守る人材の育成

\* 自死を防ぐ4つのポイント

#### 【気づき】

家族や仲間の変化に  
気づき声をかける

#### 【傾聴】

本人の気持ちを尊重  
し耳を傾ける

#### 【つなぎ】

早めに専門家に相談  
するように促す

#### 【見守り】

温かく寄り添いなが  
らじっくり見守る

## 基本方針3 相談・支援体制の充実

市民誰もが暮らしや健康等に対して不安、悩みを抱いた時に、気軽に相談できるよう相談窓口を充実させ、その人にとって必要な関係機関に繋ぎ、具体的な支援が展開できるよう支援体制の充実を図ります。

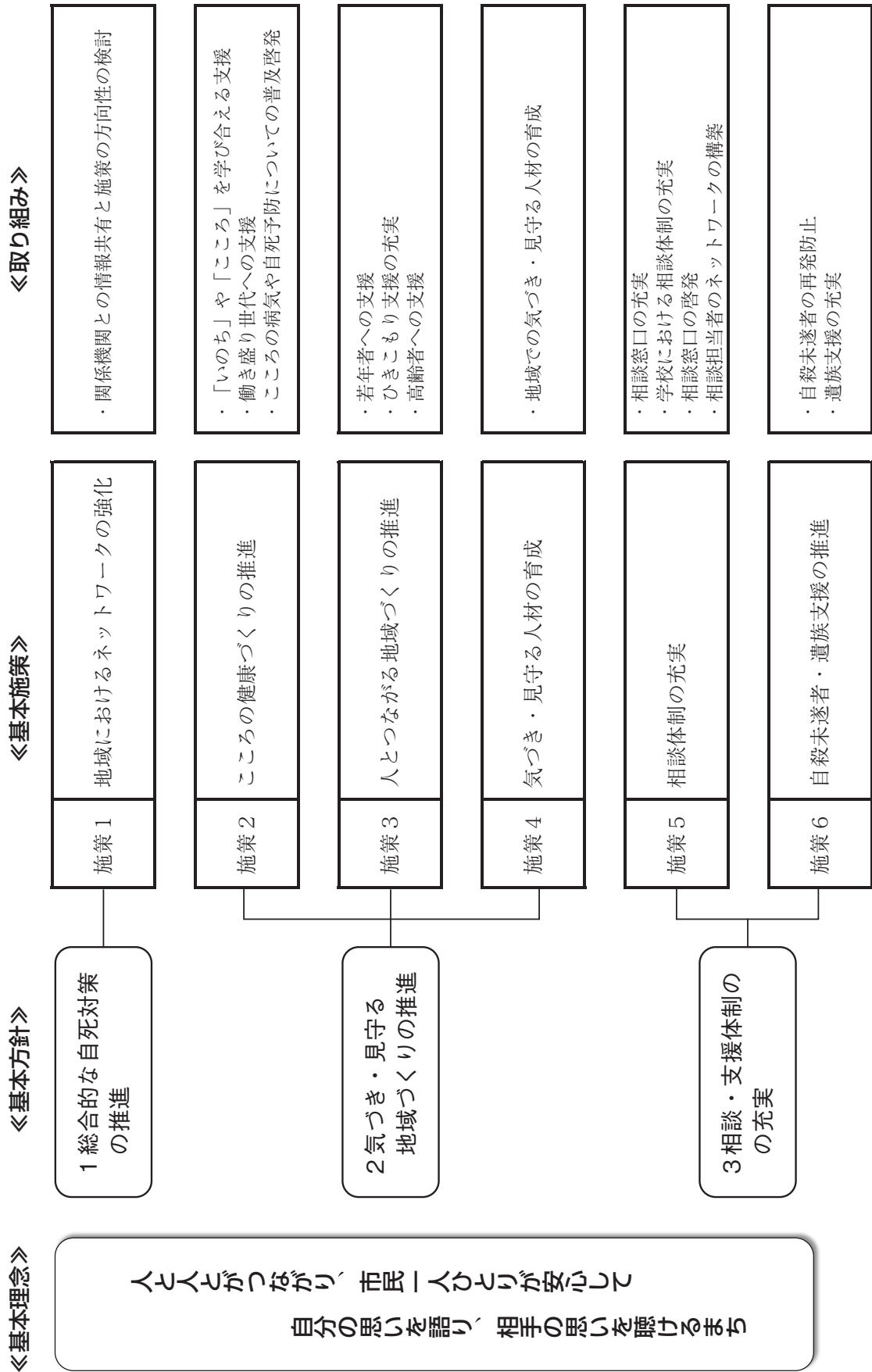
また、多岐に渡る課題を解決し、生きるための包括的な支援が展開できるよう市、関係団体、民間団体、学校等が連携・協働し自死対策の推進を図ります。

さらに、うつ病等精神疾患や自殺未遂者などハイリスク者に対しては、必要に応じて専門機関につながるよう、相談窓口の情報提供などを行っていきます。

### 基本施策5 相談体制の充実

### 基本施策6 自殺未遂者・遺族支援の推進

### 3. 自死対策計画の取り組み概要図



## 第4章 施策の展開

### 1. 登米市における具体的な取り組み

#### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自死は個人の問題だけではなく、家庭、健康、経済、就労などの様々な要因が関連して起こるとされています。さらに生活環境の変化も大きな要因の一つであることを市民、地域、行政、関係機関で共通した認識を持ち、必要な情報の共有と連携を図り、総合的に自死対策に取り組みます。

また関係機関が互いに連携できるようネットワークを強化し、生きるための包括的な支援の展開に努めます。

関係機関との情報共有と施策の方向性の検討	
関係機関とともに自死対策に関する情報の共有、さらに計画に基づき総合的な対策の検討と推進および評価を行います。 【登米市自殺予防対策連絡協議会】	健康推進課
各種相談担当者間で現状と課題を共有し、相談窓口体制の具体的なあり方について検討します。 【登米市相談窓口担当者会議】	健康推進課

#### 基本施策2 こころの健康づくりの推進

若年者から高齢者まで全ての年代に対し、いのちやこころの大切さについて学ぶ機会を持ちます。人間関係の基本である「コミュニケーション」を中心に、「自分の気持ちを話し、相手の気持ちを聴く」ことの大切さや心地よさ、その基本的な姿勢を学びより良いコミュニケーションのあり方を考える機会を持ちます。

「いのち」や「こころ」を学び合える支援	
若年の時から身体やこころの健康について正しく理解し、自己肯定感を高め、望ましい健康行動がとれるようになるための講座を実施します。また、講座を通じて、自分自身を振り返り、今後の生き方を考え、困ったらSOSを上手に発信するための啓発を推進していきます。 【いのちの学習】	健康推進課 教育委員会 中学校、高校

<p>職域や地域において、いのちの大切さやメンタルヘルスの重要性、コミュニケーションや傾聴について学ぶ機会を持ちます。 【健康教育】 【心の元気サポーター養成講座】</p>	健康推進課 保健所
<p>人権擁護について、若年のうちから関係機関を通じ働きかけます。 【人権啓発活動】</p>	法務局 市民生活課
<b>働き盛り世代への支援</b>	
<p>若い世代にも利用しやすいパソコンや携帯電話を利用したメンタルヘルスチェックシステムを啓発し、気軽に自分のこころの状態を知り、早期に相談または医療機関受診等の健康行動が取れるよう支援していきます。 【こころの体温計】</p>	健康推進課
<p>各事業所等で「ストレスチェック」を実施し、必要に応じ個別面談や集団分析結果による職場環境改善に取り組んでいきます。 【職場のメンタルヘルス対策】</p>	労働基準監督署
<p>ストレスや過労による自死予防、働き方改革、各種ハラスメント等に関する周知活動を行い、メンタルヘルス対策を推進していきます。 【健康障害防止対策の推進】 【健康教育】</p>	労働基準監督署 健康推進課
<b>こころの病気や自死予防についての普及啓発</b>	
<p>うつ病や統合失調症、アルコール依存症等の精神疾患について正しく理解してもらうための知識の普及啓発を行います。 【健康教育】 【健康相談】</p>	健康推進課 保健所
<p>関係機関等で実施している各種相談や事業等についての情報提供を実施していきます。 【精神保健相談】 【アルコール等依存症家族教室】 【ひきこもり・思春期専門相談】</p>	健康推進課 保健所
<p>自殺予防週間や自殺予防対策強化月間等の広報等を通じ自死予防の普及啓発に努めます。 【普及啓発事業】</p>	健康推進課 保健所

### 基本施策3 人とつながる地域づくりの推進

学校、地域、職域等において誰にも相談することができず、孤立する人をなくすことをめざし、市民一人ひとりが互いに声を掛け、見守りを行い、社会とつながりを持って生活ができるような地域づくりを市民に働きかけていきます。

どの年代においても自分らしさを保ち、生きがいづくり活動や地域活動など様々なスタイルで人と人がつながり、支えあうことができるまちづくりを推進します。

若年者への支援	
<p>若年者に対しSOSを上手に発信できるようになるための学習を展開していくとともに、若年者が発したSOSを周りの大人や身近な関係者が受け止められるよう、学びの機会を持ちます。</p> <p>【健康教育】 【心の元気サポーター養成講座】</p>	健康推進課 保健所
<p>世代を問わず、地域全体でお互いに声を掛け合ことの大切さや聴く姿勢を学び、相談して良かったと思える体制づくりを目指します。</p> <p>【健康教育】 【健康相談】 【こころの相談】 【心の元気相談室】</p>	健康推進課
ひきこもり支援の充実	
<p>ひきこもりの状態にある方やその家族等に対して、心身の健康に関する相談支援を実施します。</p> <p>【健康相談】 【こころの相談】 【心の元気相談室】 【ひきこもり・思春期専門相談】</p>	健康推進課 保健所
<p>不登校や高校中退等により支援が途切れることがないよう、学校との連携を図っていきます。</p> <p>【学校との連携】 【心のケアハウス】</p>	教育委員会 中学校、高校 健康推進課 保健所
<p>宮城県ひきこもり地域支援センターと連携し、ひきこもりの現状の把握とその対策について共に協議していきます。</p> <p>【ひきこもり対策の協議】</p>	生活福祉課 健康推進課 保健所
高齢者への支援	
<p>こころの健康づくりにおいても、人とつながることや生きがいを持つことの大切さについて啓発していきます。</p> <p>【和話輪研修会】 【元気応援コンシェルジュ研修会】 【民生委員による見守り】</p>	健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課 生活福祉課
<p>家庭や地域で孤立を防ぐために、ミニデイサービスなどの参加を勧め、必要な時に適切な支援につなげられるよう対応していきます。</p> <p>【和話輪研修会】 【元気応援コンシェルジュ研修会】 【ミニデイサービス】 【小地域ネットワーク】 【民生委員による見守り】</p>	健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課 生活福祉課



## 基本施策4 気づき・見守る人材の育成

こころの健康づくりや自死予防について、正しい知識を持ちその情報を地域で伝えたり、活動を継続できる人材を育成します。

また家族、学校、職域、地域において、悩みを抱えた人を早期に発見し、身近なところからその人に声を掛け、話を聴き、必要な支援につなげて見守る役割ができるよう人材を育成します。

地域での気づき・見守る人材の育成	
<p>市民自らが積極的にこころの健康づくりを学習し、それを家庭や職域、地域活動の中で活かせるようなサポーターを養成します。</p> <p><b>【心の元気サポーター養成講座】 【保健活動推進員】</b></p>	健康推進課
<p>自主的に活動しているサポーターが地域で継続して傾聴活動に取り組めるよう、関係機関と連携しながら後方支援を継続していきます。</p> <p><b>【傾聴自主グループ】</b></p>	健康推進課
<p>行政、関係機関の職員、民生委員等の相談窓口担当者等に対し、適切な対応ができるための研修会を宮城県と連携して実施します。</p> <p><b>【相談窓口担当者研修会】</b></p> <p><b>【ゲートキーパー（リーダー教育）育成】</b></p>	健康推進課 保健所
<p>関係機関で支援している対応困難ケース等に対して、支援のあり方や方向性について検討する機会を持ちます。</p> <p><b>【事例検討会】</b></p>	健康推進課 生活福祉課 長寿介護課 子育て支援課 保健所
<p>介護予防について学び、地域での集いの場等における介護予防の普及・伝達するとともに地域での見守りを行う介護予防ボランティアの養成・支援をしていきます。</p> <p><b>【和話輪研修会】 【元気応援コンシェルジュ研修会】</b></p>	健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 長寿介護課

## 基本施策5 相談体制の充実

早期のうちに多岐に渡る問題を解決するため、各種相談窓口の充実を図りながら、関係機関が互いに連携し、必要な相談につながるよう支援をしていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等による、雇用・労働問題や経済・生活問題等をはじめとした様々な悩みが懸念されることから、さらなる相談支援の普及と関係機関とのネットワークの構築を図ってまいります。

相談窓口の充実	
<p>悩みや生きづらさを感じたときに、より身近なところで早期に専門職種による相談を受け、問題解決できる力を備えることができるよう相談体制づくりに努めます。</p> <p>【こころの相談】 【心の元気相談室】 【相談窓口担当者研修会】 【精神保健相談】 【アルコール等依存症家族教室】 【ひきこもり・思春期専門相談】</p>	<p>健康推進課 保健所</p>
<p>自死の原因はひとつではないため、各関係機関が実施している各種相談窓口の充実を図り、連携して支援していきます。</p> <p>【多重債務者無料法律相談】 【消費生活相談窓口】 【消費生活相談員による出前講座】 【総合労働相談】 【法律相談】 【生活困りごと相談】 【生活資金の貸付】 【フードバンク】 【精神保健福祉相談】 【アルコール等依存症家族教室】 【ひきこもり・思春期専門相談】 【子どもの人権SOSミニレター】 【人権相談】 【生活困窮者自立相談支援事業】 【よりそいホットライン】 【いのちの電話】 【宮城県自死対策推進センター専用電話相談】 【こころの耳電話相談】</p>	<p>市民生活課 労働基準監督署 社会福祉協議会 保健所 法務局 生活福祉課 民間団体 宮城県 厚生労働省</p>
<p>産後うつや育児に対する悩みを早期に解決できるよう、保健師や助産師による訪問指導に加え、臨床心理士やカウンセラーによる相談の機会を持ちます。</p> <p>【新生児訪問】 【こころの相談】 【心の元気相談室】 【産後ケア事業】 【子どものこころの相談】 【発達相談】</p>	<p>健康推進課</p>
<p>障害のある方が、必要に応じて各種サービスを受けられるよう、障害者支援事業所等と連携してケース支援を実施します。</p> <p>【各種障害者サービス支援事業】</p>	<p>生活福祉課 障害者相談支援事業所 健康推進課</p>

学校における相談体制の充実	
<p>不登校、いじめ、学校不適応を含む児童、生徒の早期発見や早期対応について、学校や教育委員会と連携し対応を協議します。</p> <p>【スクールカウンセラー等における相談】 【教育相談】 【いじめに関するアンケート調査】</p>	<p>教育委員会 小・中・高校 健康推進課</p>
<p>対応困難な事例については、精神科医師や臨床心理士等によるスーパーバイズを活用し介入支援方法について検討します。</p> <p>【こころの相談】 【心の元気相談室】</p>	<p>健康推進課 教育委員会 小・中・高校</p>
<p>家族への支援は、学校を中心に連携しながら、行政や地域においてもサポートを継続していきます。</p> <p>【スクールカウンセラー等における相談】 【教育相談】 【健康相談】 【こころの相談】 【心の元気相談室】 【ひきこもり・思春期専門相談】</p>	<p>教育委員会 小・中・高校 健康推進課 保健所</p>
相談窓口の啓発	
<p>相談窓口や各種事業等がわかりやいように一元化し、広く活用できるように啓発に努めます。</p> <p>【普及啓発事業】</p>	<p>健康推進課</p>
<p>広報やホームページ、とめコミュニティエフエム（H@IFM）等様々な媒体を活用し、幅広い年齢層に対して情報発信に努めます。</p> <p>【普及啓発事業】</p>	<p>健康推進課</p>
相談担当者のネットワークの構築	
<p>各種相談担当者間で現状と課題を共有し、相談窓口体制の具体的なあり方について検討します。</p> <p>【登米市相談窓口担当者会議】</p>	<p>健康推進課</p>
<p>相談者が途切れることなく、適切な関係機関につながるができるよう努めていきます。そのためにも、相談支援者同士が適切につなげられるよう会議や研修等を通じ相談支援ネットワークの構築を図っていきます。</p> <p>【相談窓口担当者研修会】</p>	<p>健康推進課</p>

## 基本施策6 自殺未遂者・遺族支援の推進

自殺行為を繰り返す危険のある自殺未遂者に対し、関係機関と連携を図りタイムリーに適切な医療や相談支援を行うことで再発を防止します。また大切な人を自死により失った悲しみや苦痛を和らげ、分かち合い、新たな自死を予防するため相談や自死遺族会などの情報提供も行います。

自殺総合対策大綱にもある「自殺は誰にでも起こり得る危機」という認識を啓発し、自死に対する偏見をなくすよう取り組みます。

自殺未遂者の再発防止	
消防や保健所、救急病院、精神科等の医療機関等と連携を図り、各種相談に繋がるよう連携してまいります。 【SOSカードの設置】 【リーフレットの設置】	健康推進課 消防 市民病院
遺族支援の充実	
臨床心理士等による相談や自死遺族会等の情報提供や相談窓口の紹介などを行い、遺された人の支援に努めます。 【リーフレットの設置】 【こころの相談】 【心の元気相談室】	健康推進課 市民病院

## 2. 取り組み目標

主な施策	取り組み指標	現状			目標
施策1 地域におけるネットワークの強化	自殺予防対策連絡協議会開催回数	1回/年			1回以上/年
施策2 こころの健康づくりの推進	いのちの教室を全中学校で実施	5校/10校 (R元年度)			10校/10校
	こころの体温計のアクセス数	7,205件 (R元年度)			7,930件
施策3 人とつながる地域づくりの推進	相談ができる人がいる割合	男性	20～39歳 40～69歳 70歳以上	92.2% 87.1% 87.3%	すべての年代で100%
		女性	20～39歳 40～69歳 70歳以上	96.8% 94.4% 94.3% (R元年度)	
施策4 気づき・見守る人材の育成	心の元気サポーター養成講座の累積数(実人数)	96人 (H27～R元年度)			150人
施策5 相談体制の充実	相談窓口担当者会議の開催回数	1回/年			1回以上/年
施策6 自殺未遂者・遺族支援の推進	チラシ等設置カ所数(SOSカード)	9カ所 (R2年度)			36カ所

---

## 第5章 自死対策の推進体制

### 1. 自死対策の推進体制

---

#### (1) 登米市自殺予防対策連絡協議会

自死対策の施策の検討及び推進を目的として、庁内外の関係機関及び団体の代表によって構成される「登米市自殺予防対策連絡協議会」において自死対策に係る情報共有及び連携した取り組みの推進を図りながら各施策を総合的かつ効果的に推進、検討及び評価を行います。

#### (2) 登米市相談窓口担当者会議

各種相談窓口を担当している関係機関が登米市の自死の実情について把握し、情報共有及び分析を行い、具体的な施策の展開について検討し実施後の情報交換を行います。

## 資 料

- 1 登米市自殺予防対策連絡協議会設置要綱
- 2 登米市自殺予防対策連絡協議会委員名簿

---

## 登米市自殺予防対策連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 登米市における自殺予防対策に関し、関係機関、団体等（以下「機関等」という。）が相互連携を強化し、自殺予防対策を総合的かつ効果的に推進するため、登米市自殺予防対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺に関する現状の把握に関すること。
- (2) 総合的な自殺予防対策の検討に関すること
- (3) 自殺予防対策の啓発普及及び相談体制の充実に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等から推薦された者で組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は登米市市民生活部長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名するものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (検討部会)

第6条 協議会に、自殺予防対策に係る事業の検討及び推進を図るため、検討部会を置く。

### (庶務)

第7条 協議会及び自殺予防対策検討部会の庶務は、市民生活部において処理する。



(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年 6月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

登米市自殺予防対策連絡協議会構成機関等
登米市医師会
宮城県精神保健福祉センター
宮城県登米保健所
仙台法務局登米支局
瀬峰労働基準監督署
宮城県佐沼警察署
宮城県登米警察署
みやぎ登米農業協同組合
登米中央商工会
みやぎ北上商工会
登米みなみ商工会
登米市産業振興会
登米市学校保健会
登米市人権擁護委員協議会
登米市民生児童委員協議会
登米市社会福祉協議会
登米市健康なまちづくり推進協議会
登米市消防本部
登米市教育委員会
登米市産業経済部
登米市市民生活部

参考資料

(第6条関係)

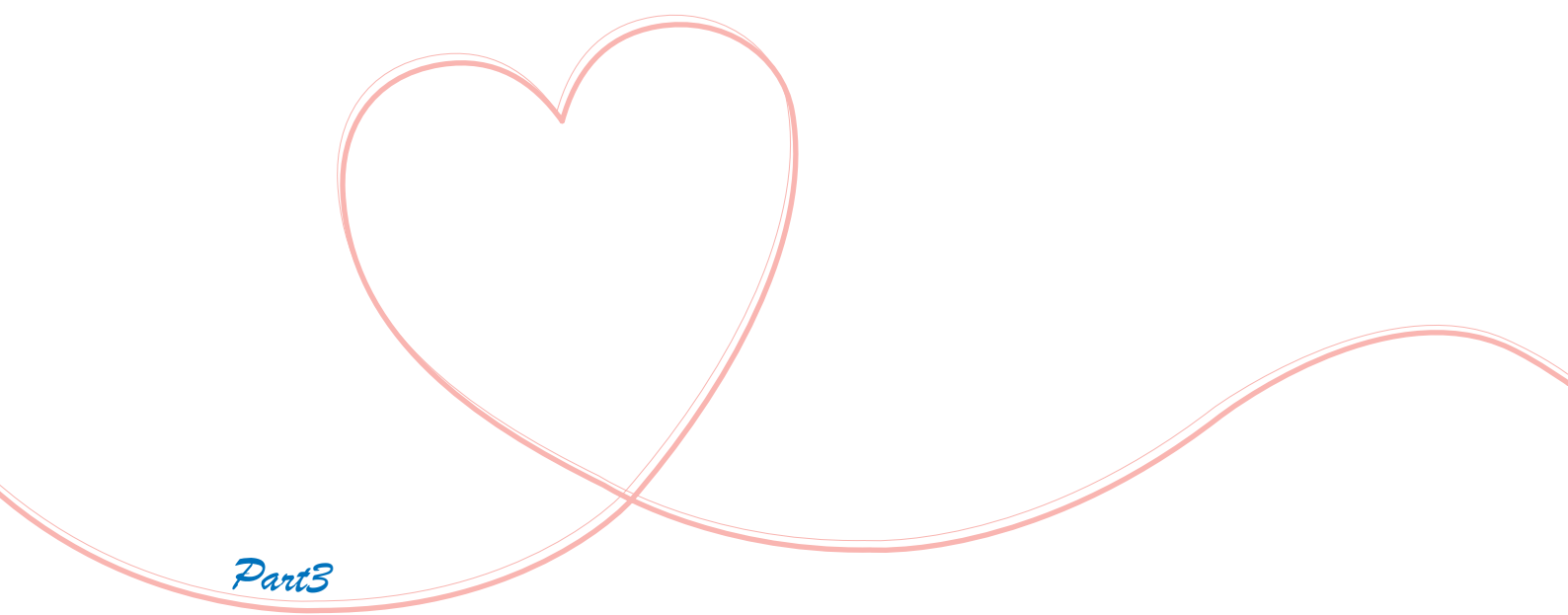
検討部会構成機関等
宮城県精神保健福祉センター
宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所
宮城県佐沼警察署生活安全課
宮城県登米警察署生活安全課
学校保健会養護教諭部
民間企業
地域包括支援センター代表
宮城県ケアマネージャー協会登米支部
登米市立登米市民病院地域連携室
総務部人事課
産業経済部商工観光課
福祉事務所長寿介護課
福祉事務所子育て支援課
子育て支援センター代表
教育委員会生涯学習課
教育委員会学校教育課
消防本部消防総務課
総合支所市民福祉課

## 登米市自殺予防対策連絡協議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
1	登米市医師会	医師	佐藤厚史
2	宮城県精神保健福祉センター	所長	小原聡子
3	宮城県登米保健所	所長	鈴木陽
4	仙台法務局登米支局	支局長	高橋充
5	瀬峰労働基準監督署	署長	菅原聡也
6	宮城県佐沼警察署生活安全課	課長	菅原堅一
7	宮城県登米警察署生活安全課	課長	山本孝志
8	みやぎ登米農業協同組合人事教育課	課長	佐藤文彦
9	登米中央商工会	会長	阿部泰彦
10	みやぎ北上商工会	会長	岩渕吉郎
11	登米みなみ商工会	会長	今野秀俊
12	登米市産業振興会	会長	山田正
13	登米市学校保健会	副会長	千葉洋之
14	登米市人権擁護委員協議会	会長	只野信子
15	登米市民生児童委員協議会	会長	小橋三男
16	登米市社会福祉協議会	会長	遠藤尚
17	登米市健康なまちづくり推進協議会	委員	姉齒純子
18	登米市消防本部消防総務課	課長	伊藤幸太郎
19	登米市教育委員会活き生き学校支援室	室長	千葉和幸
20	登米市産業経済部地域ビジネス支援課	課長	櫻節郎
21	登米市市民生活部	部長	丸山仁

## 第3期登米市自死対策計画

印刷・発行 令和3年3月  
編 集 登米市市民生活部 健康推進課  
〒987-0446  
宮城県登米市南方町新高石浦130  
電 話 0220-58-2116  
F A X 0220-58-3345  
E-mail [kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp](mailto:kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp)



*Part 3*